

上越市選挙管理委員会告示 第5号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定めた。

令和8年1月23日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和8年1月24日（土）から令和8年2月8日（日）まで